

○ 土木工事施工管理基準 農業農村整備事業編

滋賀県農政水産部耕地課 一部改正新旧対照表(令和6年9月)

(下線部の部分は改正部分)

改正後		現行	
土木工事施工管理基準 農業農村整備事業編		土木工事施工管理基準 農業農村整備事業編	
目次		目次	
土木工事施工管理基準 農業農村整備事業編	1	土木工事施工管理基準 農業農村整備事業編	1
別表第1 直接測定による出来形管理基準	3	別表第1 直接測定による出来形管理基準	3
1 共通工事	4	1 共通工事	4
2 ほ場整備工事	16	2 ほ場整備工事	16
3 農用地造成工事	18	3 農用地造成工事	18
4 舗装工事・道路改良工事	22	4 舗装工事・道路改良工事	22
5 水路トンネル工事	32	5 水路トンネル工事	32
6 水路工事	36	6 水路工事	36
7 排水路工事・河川工事	42	7 排水路工事・河川工事	42
8 管水路工事	46	8 管水路工事	46
9 畑かん施設工事	74	9 畑かん施設工事	74
10 橋梁工事	76	10 橋梁工事	76
11 橋梁下部工事	80	11 橋梁下部工事	80
12 法面保護工事	86	12 法面保護工事	86
13 暗渠排水工事	92	13 暗渠排水工事	92
14 フィルダム工事	94	14 フィルダム工事	94
15 頭首工工事	98	15 頭首工工事	98
16 海岸河川工事	100	16 海岸河川工事	100
17 ため池改修工事	102	17 ため池改修工事	102
別表 ア、イ、ウ、エ、オ、カ	106	別表 ア、イ、ウ、エ、オ、カ	108
別表第2 撮影記録による出来形管理基準	117	別表第2 撮影記録による出来形管理基準	119
1 共通工事	118	1 共通工事	120
2 ほ場整備工事	120	2 ほ場整備工事	122
3 農用地造成工事	122	3 農用地造成工事	124
4 舗装工事・道路改良工事	122	4 舗装工事・道路改良工事	124
5 水路トンネル工事	124	5 水路トンネル工事	126
6 水路工事	124	6 水路工事	126
7 排水路工事・河川工事	124	7 排水路工事・河川工事	126
8 管水路工事	126	8 管水路工事	128
9 畑かん施設工事	128	9 畑かん施設工事	130
10 橋梁工事	128	10 橋梁工事	130
11 橋梁下部工事	128	11 橋梁下部工事	130
12 法面保護工事	130	12 法面保護工事	132
13 暗渠排水工事	130	13 暗渠排水工事	132
14 フィルダム工事	130	14 フィルダム工事	132
15 頭首工工事	132	15 頭首工工事	134
16 海岸河川工事	132	16 海岸河川工事	134
17 ため池改修工事	132	17 ため池改修工事	134

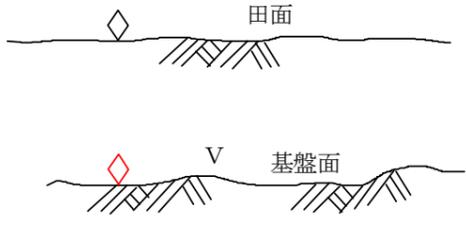
別表第3	品質管理基準	135
1	コンクリート関係	136
2	土質関係	144
3	石材関係	154
4	アスファルト関係	156
5	コンクリート二次製品及び鋼材関係	162
6	その他の二次製品	166

第1 目的 ～ 第5 用語の定義 [略]

別表第1 直接測定による出来形管理基準

1 [略]

工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
ほ 場 整 備 工 事	表土扱い	[略]	[略]	[略]
	基盤造成	基準高(V)	± 150	10a 当たり3点以上。 (標高測定する)
		均平度 (◇)	± 50	
	畦畔復旧	[略]	[略]	[略]
	道路工 (砂利道)	[略]	[略]	[略]

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
基準高、均平度で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		1 基準高は、基盤面の高さとする。 2 均平度は、 <u>基盤整地後と表土埋戻後に測定する。</u>
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

3～16 [略]

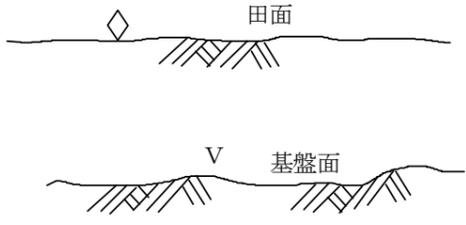
別表第3	品質管理基準	137
1	コンクリート関係	138
2	土質関係	146
3	石材関係	156
4	アスファルト関係	158
5	コンクリート二次製品及び鋼材関係	164
6	その他の二次製品	168

第1 目的 ～ 第5 用語の定義 [略]

別表第1 直接測定による出来形管理基準

1 [略]

工 種	項 目	細 目	規格値(mm)	測 定 基 準
ほ 場 整 備 工 事	表土扱い	[略]	[略]	[略]
	基盤造成	基準高(V)	± 150	10a 当たり3点以上。 (標高測定する)
		均平度 (◇)	± 50	
	畦畔復旧	[略]	[略]	[略]
	道路工 (砂利道)	[略]	[略]	[略]

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
基準高、均平度で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		1 基準高は、基盤面の高さとする。 2 均平度は表土埋戻後に測定する。
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

3～16 [略]

工種	項目	細目	規格値(mm)	測定基準
17 ため池 改修 工事	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]
	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]
	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]
	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]
堤体工	[略]	[略]	[略]	[略]
洪水吐工	[略]	[略]	[略]	[略]
樋管工 同上付帯構造物 (土砂吐ゲート等)	[略]	[略]	[略]	[略]

工種	項目	細目	規格値(mm)	測定基準
17 ため池 改修 工事	掘削	基準高(V)	± 100	線的なものについては施工延長おおむね 50mにつき 1 箇所割合で測定する。 上記未満は 2 箇所測定する。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法標示箇所を測定する。
		幅(W)	± 150	
		法長(L)	± 200	
		施工延長	± 200	
堤体工	[略]	[略]	[略]	[略]
洪水吐工	[略]	[略]	[略]	[略]
樋管工 同上付帯構造物 (土砂吐ゲート等)	[略]	[略]	[略]	[略]

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

管理方式			測定箇所標準図	摘要	
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの			
基準高、幅、法長で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの	左記のもので箇所単位のもの			
[略]	[略]	[略]		[略]	[略]
[略]	[略]	[略]		[略]	[略]
[略]	[略]	[略]		[略]	[略]

別表 [略] 別表第2～3 [略]	別表 [略] 別表第2～3 [略]
----------------------	----------------------